

令和3年10月1日

各競技団体長 様

長崎県教育庁体育保健課  
課長 松崎 耕士  
(公印省略)

10月2日以降の競技力向上対策本部事業の対応について(依頼)

本県スポーツの振興につきまして、かねてより格段のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。さて、県教育委員会では、国による「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が全面解除となったことを受けて、県立学校における10月2日以降の部活動の取扱いについて、別添(写)のとおり通知しました。

つきましては、各競技団体が実施する標記事業の対応についても下記のとおりとし、事業を実施されますようお願いいたします。

記

- ① 令和3年10月15日(金)まで、原則、県内外を問わず大会への参加を含め、他県チーム等との交流ができるものとする。ただし、県HPに示されている「感染者が拡大している地域」(長崎県の感染段階ステージ2以上に相当する都道府県)との交流については、本県の訪問自粛要請地域であるため取りやめること。(最終判断は出発前日の状況とする)
- ② 大会への参加については、県HPに示されている「感染者が拡大している地域」であっても、中央競技団体等や高体連・中体連等が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等への出場は可とする。
- ③ 小学生・中学生・高校生対象の競技力向上対策本部事業については、上記①②と同様の対応とする。ただし、小学生及び中学生については、所属する市町教育委員会の通知に基づいた対応をお願いします。
- ④ 成年種別については、各事業の実施について、慎重に検討したうえで実施すること。

★健康観察を実施し、参加者本人に発熱等の風邪症状がある場合や同居家族に風邪症状がみられる場合は、参加させないことを徹底し、参加者本人・保護者の意向を尊重すること。

★集団で食事をする場面を可能な限り避けるなど、飲食時の感染防止を徹底すること。

★宿泊する場合は、移動・飲食・入浴等の場面の感染防止対策を徹底し、可能な限り、普段一緒に活動している者以外との接触を避けること。

★事業(大会参加)後の健康管理の徹底について特に留意すること。

※事業後、少なくとも2週間は重点的に取り組んでほしい内容

- ①毎日の検温、②発熱や咳、のどの痛みの有無・体調の変化観察、③可能な範囲での、同居する家族の健康状態の把握(同居家族の発熱や体調不良の有無)、④会食など感染リスクの高い行動は控える



3教文第737号  
3教体第255号  
令和3年10月1日

各県立学校長 様

学芸文化課長  
体育保健課長  
(公印省略)

県立学校における令和3年10月2日以降の部活動の取扱いについて（通知）

本県における各学校の部活動に関しては、令和3年9月22日付け3教文第697号、3教体第249号により実施されているところですが、9月30日（木）をもって、国による「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が全面解除となりました。

つきましては、各学校における部活動の取扱いについて、令和3年10月15日（金）までの間、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

なお、依然として警戒を緩めることはできないため、感染の再拡大を招かないよう、引き続き、基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

また、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

## 部活動の取扱いについて（令和3年10月2日以降）

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。  
 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、  
 令和3年10月15日（金）まで、以下の取組を徹底してください。

## 実施にあたって

- 健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）
- 生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 原則、県内外を問わず、大会への参加を含めて、他校等との交流ができるものとする。ただし、※県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」（長崎県の感染段階ステージ2以上に相当する都道府県）との交流については取りやめること。（最終判断は、出発前日の状況とする）
- 大会への参加については、県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」であっても、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催、共催、後援する全国大会・九州大会等への出場は可とする。その際、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。
- 大会参加や他校等との交流を計画する際は、自校が所在する市町が独自の感染防止対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意すること。
- 下記「具体的な留意事項」の内容については、指導者が生徒に対し確実に周知すること。  
 なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせる。

## 具体的な留意事項 【感染拡大防止対策等について】

- ・ 基本的感染防止対策を継続すること。
- ・ 部活動における飲食の場面の感染防止を徹底すること。
- ・ 更衣室や部室等を使用する場合は、短時間の利用で交替制とするなどして、一斉利用を避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限などを行うこと。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・ 大会参加や交流等で宿泊する際は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、普段一緒に活動している者以外との接触を可能な限り避けること。
- ・ 毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。
- ・ 宿泊先では一般利用者がいることを踏まえ、入浴や食事の場面を可能な限り分散させるなど3密を避けること。

※判断基準となる、「県HP」はこちらです。

- 「県HP」 ⇒ 「【総合ページ】新型コロナウイルス感染症について」  
 ⇒ 「感染者が拡大している地域について」 で閲覧できます。
- QRコード：こちらからも確認できます。

